

○伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則（抜粋）

別表第3（第2条関係）

保育園における延長保育利用者負担額徴収金額表

定義		利用者負担額	
		月額	日額
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円
月曜日か ら金曜日 まで	午前7時30分から午前8時までの児童	1,000円	30分当たり200 円
	午後4時から午後4時30分までの児童	1,000円	
	午後4時から午後5時までの児童	2,000円	
	午後4時から午後5時30分までの児童	3,000円	
	午後4時から午後6時までの児童	4,000円	
	午後4時から午後6時30分までの児童	5,000円	
	午後4時から午後7時までの児童	6,000円	
土曜日	午前7時30分から午前8時までの児童	750円	30分当たり250 円
	正午から午後4時までの児童	1,500円	
	正午から午後5時までの児童	2,000円	
	正午から午後6時までの児童	2,500円	
	正午から午後7時までの児童	3,000円	

備考

- 1 延長保育を行う児童の利用者負担額は、別表第2の利用者負担額にこの表の利用者負担額を加算した額とする。
- 2 当該保育園の保育時間及び延長保育時間以外の時間に保育を行う場合の利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、30分当たり250円とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合（生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）である場合を除く。）には、この表の規定にかかわらず、当該区分の利用者負担額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で、現に児童を扶養しているものの世帯である場合
 - (2) 延長保育を行う児童の年齢が、当該児童の保育を実施した年度の4月1日において3歳以上である場合